

●香川県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年8月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
平成24年6月1日	社会福祉法人若竹会訪問看護ステーションわかたけ 坂出市築港町1丁目5番35号ベルトピアII408号	社会福祉法人若竹会 坂出市西庄町1666番地4
平成24年7月1日	セントケア訪問看護ステーション丸亀 丸亀市川西町北618番地1	セントケア四国株式会社 高松市中新町11番地1アクア高松中新町ビル702号